

## 千葉市・習志野市消防相互応援協定

(昭和34年4月20日)  
(協 定)

消防組織法第21条の規定に基づき最寄り消防隊の相互応援について左記の通り協定する

### 記

- 1 両市の境界に近接せる地区（直線500米以内）に水火災等の発生するとき。
- 1 応援要請のあつたとき。
- 1 応援出動に要した費用は各自負担とする。

本協定書2通を作製し各市1通宛保管するものとする。